

令和元年 第7回蔵王町農業委員会総会議事録

第7回蔵王町農業委員会総会は、令和元年7月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	山家 文一
大和 憲男	會田 照	平間 昭男
山家 照雄	川村 富士男	我妻 義明
佐藤 雄一	杉山 由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

村上 智彦 鈴木 好和

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村上 伸浩
書記 佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 報告事項1 非農地証明願い
日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第7 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
日程第8 第6号議案 土地改良事業参加資格申出書について（参与制限）
日程第9 第7号議案 農地法第3条第2項第5号の別段の面積について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第7回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
只今の出席農業委員は8名、推進委員は11名であります。
村上智彦推進委員、鈴木好和推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和元年第7回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い
議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を
指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、4番佐藤良彦委員、5番平間 栄委員の
2名を指名いたします。
- 議 長 ここで、今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する
申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説
明を求めてよろしいでしょうか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。
- 議 長 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
申請番号15番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。
[申請人 番号15番 入場]
- 議 長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望
者からの申請があった場合、許可に際して、申請内容を詳しく把握するた
め、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について、説明をお
願いしております。それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画
などについて説明をお願いします。
[申請人 番号15番 説明]
- 議 長 説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。
4番委員 今回、贈与される予定の農地の耕作状況を説明願います。
申請人 実際に耕作している土地については、比較的に条件の良い農地のみを野
菜等を作付けして耕作していく予定であります。
- 議 長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]

議長 質問がありませんので、申請人への質問を打ち切ります。結果については後日、事務局より連絡いたします。

申請人のご退出ください。ありがとうございました。

[申請人 番号15番 退室]

議長 なお、採決につきましては、日程第3第1号議案のなかで合わせて行います。

議長 日程第2 報告事項1 非農地証明願の提出がありましたので、内容について事務局に報告をさせます。

事務局 議長 [事務局長朗読により報告]

議長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。7番佐藤ゆり委員、私、8番武田明夫を指名いたします。

議長 説明と指名が終わりましたので質問を許します。

3番委員 非農地証明願があった4筆とも宮字願行寺であることから、何か事業を行うのか、事務局で何か情報があればお知らせください。

事務局 以前に相談があった大河原町の泉畜産が牛舎建設の計画をしているということです。本来であれば農地転用という事で進めていく案件ですが、事務局で泉畜産から相談があつて現地調査を実施したところ、完全に原野化している土地で農地として機能を果たしていないということで、非農地証明申請が適しているのではないかということで今回の申請に至りました。

6番委員 申請地の周辺は農地等への影響がないのか。

事務局 周辺は山林に囲まれた農地でありまして、詳細については、現地調査したうえでの判断となります。また、蔵王町土地利用対策委員会にかける案件となるので、生活環境上等の規制などについても畜産を営むうえで、今後において行政指導があります。

5番委員 全農地面積で42,781㎡となることから、県開発行為も必要となるのか。

事務局 10,000㎡以上なので、県開発行為の協議も必要となります。

7番委員 申請地周辺から東側に水道の水源地がある。この辺の行政指導はどうなるのか。

事務局 以前に相談に来た時に、その辺の話もしており、町環境政策課へ寄っていただいて確認をお願いしますと情報提供しております。

議長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので、日程第2報告事項1を終わります。

議長 日程第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議 長 [5番委員により現況報告]

6番委員 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

6番委員 申請番号15番の調査書に記載してある第2項第4号の欄に、「年間150日程度、農作業に従事する見込みである。」とあるが、申請人は地方公務員であり、この日数を従事することが可能なのか。

事務局 説明する前に、調査書に誤りがありましたので訂正方お願いいたします。申請番号14番と15番の欄の記載が反対でしたので、大変申し訳ございませんでした。

事務局 申請番号14番の方は会社員兼農業なので、年間通じて150日程度、農作業することは可能と思われま。申請番号15番の方は、「年間を通して、農作業に従事する見込みである。」ということで、一日を通して農作業するのではなく、仕事終わりに農地を見に行くというような農作業の従事になると思われま。但し、現地調査の報告にもありましたとおり、一部農地で耕作をしていない農地も見受けられたということがあることから、適切に農地の保全管理をしていただくという条件を付して許可する場合もあります。

6番委員 調査書にある農地法第2項第4号の記載にある「年間を通して」、また、「年間150日以上」は兼業農家では中々従事するのは厳しいと思われま。何か基準があるのかお知らせください。

事務局 「年間を通して」と記載しているのは、年間従事日数が250日以上農作業に従事する見込みがあることを示しております。また、今後の調査書の記載については、宮城県及び宮城県農業会議の指導を得ながら変更していきたいと考えております。

議 長 他に質問はございませんか。

議 長 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第3 第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議 長 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めま。よって、第1議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第4 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

を議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局 長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。

議長 [6番委員により現況報告]

事務局 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

事務局 事務局より補足説明いたします。備考の欄に第3号議案の番号14番と関連と記載しております。議案書8頁をご覧ください。番号14番、村上輝明氏が村上秀作氏に使用貸借して、一般個人住宅を建築する。村上輝明氏の土地の転用申請と村上輝明氏の土地に息子の村上秀作氏が共有で建物を建てるということです。

議長 他に質問はございませんか。

議長 [なしの声あり]

議長 質問がございませんので採決いたします。日程第4 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

議長 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第2議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第5 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局 長 [事務局 長朗読により説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。

議長 では、現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。

議長 [6番委員により現況報告]

事務局 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

事務局 調査書の訂正方お願いします。3頁の5条11番とありますが、14番と訂正してください。また、4頁の5条13番とありますが、15番と訂正してください。大変申し訳ございませんでした。

5番委員 申請番号15番の資金計画、自己資金4,500千円で、駐車場整備料と思われま。参考までに賃借料が分かれば教えてください。

事務局 1㎡当たり、年間720円ということです。

議 長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]

事 務 局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4議案は原案のとおり承認されました。

議 長 次の、日程第7 第5号議案は、議事参与の制限がございます。三沢敏朗推進委員の退席を求めます。
[三沢敏朗推進委員退席]

議 長 日程第7 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]

事 務 局 長 (説明後に) なお、今回の各申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。三沢敏朗推進委員の入場を許可します。
[三沢敏朗推進委員入場]

議 長 次の、日程第8 第6号議案は、議事参与の制限がございます。
樋口俊彦推進委員の退席を求めます。
[樋口俊彦推進委員退席]

議 長 日程第8 第6号議案 土地改良事業参加資格申出書についてを議題
といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]

事 務 局 長 説明が終わりましたので質問を許します。
議 長 質問はございませんか。
議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第6号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり承認されました。樋口俊彦推進委員の入場を許可します。
[樋口俊彦推進委員入場]

議 長 日程第9 第7号議案 農地法第3条第2項第5号の別段の面積についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]

事 務 局 別紙資料により第7号議案の補足説明をする。
議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
議 長 質問はございませんか。
議 長 [なしの声あり]

議 長 質疑がございませんので採決いたします。第7号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 以上を持ちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議に感謝申し上げます。
(午前11時00分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和元年7月25日

議長

4番

5番
